

様式

福津市地域公共交通計画 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
1	地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」である中央公民館にはふくつミニバスのバス停が必要。	本計画は、公共交通全体の方針や施策等を示すものであるため、個別のバス停設置については記載しません。 なお、中央公民館には令和 3 年 3 月までふくつミニバスのバス停を設置していましたが、ほぼ利用されていない状況だったため廃止しました。今後の再設置については、利用する方々の要望や現路線の利用状況等を考慮しながら検討します。
2	正月及び週末の宮地嶽神社周辺の渋滞への対応について。 ①在自から国道 3 号へつながる新規道路の開発など道路インフラの整備をしてほしい。 ②公共交通での参拝を促し、自家用車での参拝を極力減らしてほしい。 ③広い駐車場をもつ商業施設と連携し、そこからバスでの輸送を行ってほしい。	本計画は、公共交通全体の方針や施策等を示すものであるため、個別の事象への対応は記載しません。 ①の道路インフラの整備については、都市計画マスタープランなど別の計画における施策です。なお、令和 2～3 年度に行った都市計画道路の見直し業務の時点では、新規の都市計画道路の必要性は見出されませんでした。今後も市全体の交通量を鑑みながら検討します。 また、②③のご意見は 31 ページの「Ⅳ-②企業等と連携した取り組みの推進」や 32 ページの「Ⅳ-④観光施策と連携した取り組みの推進」に関連するものなので、具体的な施策を実施する際の参考にします。
3	自治会への意見聴取がないまま生家公民館前のバス停が廃止されたため、再設置してほしい。	本計画は、公共交通全体の方針や施策等を示すものであるため、個別のバス停設置については記載しません。 なお、生家公民館前のバス停に関しては、利用が少なかったこと、バス停での転回が必要で運行面に問題があったことから廃止しました。廃止に際しては、郷づくり地域単位で意見交換会を実施し、当該バス停を廃止する旨の説明を行いました。それに対する意見はありませんでした。 今後の再設置については、利用する方々の要望や現路線の利用状況等を考慮しながら検討します。また、意見聴取についても検討します。